

改正 令和 8 年 3 月 2 6 日 原規総発第 2603264 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 6 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 5 号）の施行の日（令和 8 年 4 月 8 日）から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
(決裁文書等の取扱い) 第20条 (略) 2～4 (略) 5 長官の決裁を受ける決裁文書のうち、 <u>総務課監査・マネジメント推進室</u> の所掌に係る決裁文書については、 <u>総務課監査・マネジメント推進室</u> 長の決裁を受けた後、長官の決裁を受けることができる。						(決裁文書等の取扱い) 第20条 (略) 2～4 (略) 5 長官の決裁を受ける決裁文書のうち、 <u>総務課監査・業務改善推進室</u> の所掌に係る決裁文書については、 <u>総務課監査・業務改善推進室</u> 長の決裁を受けた後、長官の決裁を受けることができる。					
別表第3 (原子力規制法令)						別表第3 (原子力規制法令)					
(1)・(2) (略)						(1)・(2) (略)					
(3) 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 関係						(3) 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1・2	(略)	(略)	(略)		(略)	1・2	(略)	(略)	(略)		(略)
3	<u>環境放射線企画室</u>	(略)	(略)		(略)	3	<u>監視情報課</u>	(略)	(略)		(略)
4	<u>環境放射線企画室</u>	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事	(略)		(略)	4	<u>監視情報課</u>	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事	(略)		(略)

		(検査の実施に関することを除く。)						(前号に掲げるものを除く。)			
5・6	(略)	(略)	(略)		(略)	5・6	(略)	(略)	(略)		(略)
7	<u>環境放射線 企画室</u>	(略)	(略)		(略)	7	<u>監視情報課</u>	(略)	(略)		(略)
8	<u>環境放射線 企画室</u>	(略)	(略)		(略)	8	<u>監視情報課</u>	(略)	(略)		(略)
9	(略)	(略)	(略)		(略)	9	(略)	(略)	(略)		(略)